

高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種のご案内

肺炎の原因となるのは主に肺炎球菌で、成人の肺炎の約2～3割を占めます。肺炎にかかると重症化しやすく、死亡者の多くが高齢者です。ワクチンを接種することで「肺炎球菌」を原因とする肺炎の発症や重症化を予防することができます。

定期接種対象者は、65歳の人のみ、費用の一部負担で接種を受けられます。

1、接種ができる期間

65歳の誕生日の前日 ～ 66歳の誕生日の前日

2、定期接種対象者

接種当日に川崎町に住民票がある人で、次の①または②にあてはまる人

①一度も接種していない65歳の人

②接種日に満60歳から65歳未満の人で心臓、腎臓、呼吸器の機能で身近の日常生活活動が、極度に制限される程度の障がい有する人、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能で日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する人（各障がいとも身体障害者手帳の1級程度）

3、接種料金（自己負担額）

4,000円（公費負担額を差し引いている金額）

※ただし、生活保護受給者は無料です。



4、費用の一部助成がある回数

初めて接種する1回のみ

※対象となる期間であれば、1年を通じて接種できます。体調の良い日に接種してください。

※インフルエンザワクチンとは異なり、毎年接種するワクチンではありません。

※別紙の医療機関以外で接種を希望する人は、自己負担額が4,000円以上の場合がありますのでご注意ください。その時は裏面のお問い合わせ先へご連絡ください。

5、予防接種の受け方

別紙の予防接種協力医療機関に直接予約をしてください。

※予診票は医療機関にあります。

（当日の持ち物）

①住所、氏名、生年月日が確認できる物（健康保険被保険者証・診療依頼書等）

②接種料金 4,000円（生活保護受給者は無料です。）



裏面をご覧ください。

予防接種を受ける前に

(1) 一般的注意について

この説明書をよく読み、接種の必要性や副反応についてよく理解したうえで接種を受けてください。何か気にかかることや分からないことがあれば、接種を受ける前にかかりつけの医療機関または町へ質問し、十分に納得できない場合は接種を受けないでください。

予診票は、接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受ける人が責任を持って記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

(2) 予防接種を受けることができない人

- ①明らかに発熱している人(通常は体温が37.5℃以上の場合)
- ②重篤な急性疾患にかかっている人
- ③このワクチンの成分によってアナフィラキシー様反応(※通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性じんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと)をおこしたことがある人
- ④上記にあげる人のほか、予防接種を行う事が不適当な状態にある人

(3) 予防接種の判断を行うに際して注意を要する人

- ①心臓血管系疾患、呼吸器疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患や発育障がいなどのある人
- ②過去に予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた人及び全身性発しんなどのアレルギーを疑う症状を呈したことがある人
- ③過去にけいれん(ひきつけ)を起こしたことがある人
- ④過去に免疫不全の診断がなされている人及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる人
- ⑤このワクチンの成分に対してアレルギーをおこすおそれのある人

(4) 予防接種を受けた後の注意事項について

- ①接種直後の30分以内は急激な健康状態の変化に注意し、医師(医療機関)とすぐ連絡がとれるようにしておきましょう。
- ②副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- ③接種当日はいつもどおりの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- ④入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこすことはやめましょう。

(5) 副反応が起こった場合について

予防接種後、まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に他の病気がたまたま重なって現れることがあります。

予防接種を受けた後、接種部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら、すぐに医師(医療機関)の診察を受けてください。

(6) 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、このワクチンと因果関係があることを厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法に基づく給付を受けることができます。ご不明な点は、かかりつけ医または下記の問い合わせ先へご相談ください。

【問い合わせ先】 川崎町健康づくり課(川崎町保健センター)

(直通)0947-72-7083 (代表)0947-72-3000(内線478・479)